

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きる翌日が休日には、  
五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により告示する。

**鳥取県告示第六百五十五号**  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
渡部歯科医院	米子市上福原一六七〇一一	昭和五十九年八月三日

◇告 示

生活保護法による医療機関の指定  
生活保護法による指定医療機関の廃止  
青少年に有害な図書類の指定  
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理  
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

## 鳥取県告示第六百十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

土地改良法による換地計画の決定  
保安林の指定の解除予定(四件)  
土地収用法による事業の認定  
廢川敷地の生成

昭和五十九年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和59年8月28日 火曜日

報 告 公 告 鳥 取 県

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡部歯科医院	米子市四日市町九四	昭和五十九年六月二十一日
下山 医院	米子市末広町一五五	昭和五十九年八月十一日

## 鳥取県告示第647号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十回附）第十一回第一項の規定に基いて、回項第一項に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定による知らしめ。

昭和五十九年八月二十八日

鳥取県史事 西 風 風 次

指定番号	種 別	圖 書 類	發 行 表示された発行所等	記号等
1556	"	SUGAR 両穴遊戯		SG— 10—D
1557	"	PIERCE 創刊3 純頂噴射		PS— 10—D
1558	"	PIERCE 創刊2号 今夜もピアスでインサート		PS— 9—D
1559	"	エロスマフョーカス 生尺特集		EF— 10—D
1560	"	エロス・アップ VOL.93 バツクから穴を犯す!! 指でいかせて		EP— 10—D
1561	"	月刊ラム VOL.6 女子高生の初体験セックス		LM— 10—D
1562	"	SEXY-EYES VOL.16 おんなの匂い		SI— 9—D
1563	"	バナナ・プレス 夏で濡れる性器群		BP— 10—D
1564	"	美女女連信 Photo Gallery	E F— あC	アリス出版
1565	"	スクランブル通信 満美セーラー	E F— エ8	スカル出版
1566	"	恥骨舐め 熱帯夜	E G— カ0	キャラトル出版
1567	"	指遊び 悪戯な指	E G— カ1	アリス出版
1568	"	本番モル 本隣りのお姉さん	E H— カ5	"
1569	"	本番17才 女子高生夏期講習	E H— カ7	キャラトル出版
1570	"	腰開き 課外授業	E H— キ0	"
1571	"	ショックソングスクープ VOL.3 盗撮・裸痴特集	E H— キ1	アリス出版

1572	"	月刊イブ 初公開!! これが生理だっ!!	E V- 9-D	"
1573	"	ラブクリーム フェラチオって涙が出るほど苦しいの	L C- 7-D	"
1574	"	ラブクリーム 膣内発射、プリーズ	L C- 10-D	"
1575	"	100人満喫 濡れ花大公開	H M- 9-D	トライビジョン
1576	"	シェイプ 桃尻性交	S E- 9-D	"
1577	"	少女自書 恥穴責め	S H- 10-D	"
1578	"	スクリューアー ヌマ入れ射精	S K- 9-D	"
1579	"	スクリューアー 桃色通信ビデオ少女	E G- オ7	Do 企画
1580	"	性交快楽 初戀追憶	E H- ナ2	"
1581	"	SEX 交遊録 アカペラ	E H- ナ2	"
1582	"	牝淫熱する肉	E S- 9-D	土曜出版新社
1583	"	GALSOFT	G S- 9-D	"
1584	"	HEAD CLUB 少女の肉襞	H D- 9-D	穂土曜出版新社
1585	"	局部露出 半分少女	E F- オ5	Do 企画
1586	"	淫部マン開 メモリアル	E H- カ6	"
1587	"	悦情 甘い夢	E H- カ9	"

## 鳥取県告示第六百十八号

国民健康保険法（昭和三十二年法律第二百九十一号）第三百七十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十四号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 国 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
中村歯科医院	倉吉市東岩脇町二二五五	昭和五十九年七月一四日
上賀茂診療所	八頭郡郡家町大字稻荷二二一	昭和五十九年七月十日

## 鳥取県告示第六百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十一号）第三百七十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十四号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月
申出の年月	都道府の県名	申出の年月
中村歯科医院	倉吉市東岩倉町二二五五	昭和五十九年七月
八頭郡郡家町大字稻荷二二一	全国	昭和五十九年七月
"	二日	昭和五十九年七月
上賀茂診療所	十日	昭和五十九年七月

## 鳥取県告示第六百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
原田 友一郎	鳥国医第三、〇八九号	昭和五十九年七月一日
"	"	"

## 鳥取県告示第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る国府地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覽に供する。

坂本 泉	鳥国医第三、〇九六号	"	"	"	孝田 雅彦	鳥国医第三、〇九〇号
老松克博	鳥国医第三、〇九七号	"	"	"	徳本 明秀	鳥国医第三、〇九一号
小濱美昭	鳥国医第三、〇九八号	"	"	"	田中慎一郎	鳥国医第三、〇九二号
吉田泰之	鳥国医第三、〇九九号	昭和五十九年七月四日	"	"	本城一郎	鳥国医第三、〇九三号
森英俊	鳥国医第三、一〇〇号	"	"	"	廣川 健	鳥国医第三、〇九四号

昭和五十九年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所及び国府町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、  
縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日南町笠木字生賀野路三〇一四の一（次の図に示す部分に限  
る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
林道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第六百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十九年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字奥太刀洗三〇一三・字大シテ左平三〇一四（以上  
二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 二 道路用地とするため

解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中原字丸屋ノ上ニ七六四(次の図に示す部分に限る。)

## 鳥取県告示第六百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字福原字双ヶ滝下平五〇九の三・字樽見奥下平五七

一の二・五七二・五七二の一・五七三・字アソフ谷平五七五の二・五

七六の一・五七八・五八二・五九四・五九六・五九六の一・六〇四・

六〇六・字宮平六九九(以上一五筆について、次の図に示す部分に限る。)、字樽見奥下平五七一の三、五七一の四、字アソフ谷平五七九

の一、五七九の四、六〇七、字宮平七〇一の二

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

## 鳥取県告示第六百二十五号

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和五十九年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年八月二十八日  
鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日南町福万来字野路山八六の一(次の図に示す部分に限る。)  
八六の六から八六の九まで、八六の一四

二 保安林として指定された目的

## 水源のかん養

## 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第六百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年八月二十八日

昭和五十九年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川北股川

## 二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十九年八月二十八日

## 三 廃川敷地の位置

八頭郡智頭町大字西野字與登一〇地先から同字一二一七地先まで

## 四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二、〇〇五・四〇平方メートル

## 一 起業者の名称

智頭町墓園造成事業

## 二 事業の種類

墓園造成事業

## 三 起業地

八頭郡智頭町大字駒帰字石船地内

## 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

智頭町役場

## 鳥取県告示第六百二十七号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。